

質 問 回 答 書

1. 入札予定日：令和7年10月29日

2. 件 名：図書館システム・パソコン・IC機器類賃貸借

3. 質問事項

No.	質問	回答
1	落札後締結する賃貸借契約書について、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。	必要に応じて協議可能です。
2	再委託について、対象物件の返却、交換作業、保守、維持管理等について、納入業者又は製造メーカーに再委託することは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。また、上記再委託内容に関して、再委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。	再委託することに関しては問題ありませんが、再委託にあつて任意様式により担当課への再委託承認申請書を提出する必要があります。申請書を受理した後、承諾書を返送いたします。
3	弊社は運送業の許認可を有していないため、リース物件の引取業務を他社に委託することは可能でしょうか。また、委託に際し、委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。契約終了後の物件返却につきましては、貴市にて機器類の取り外しと1箇所への集約をして頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また、機器の設置階、エレベーター使用可否について、ご教示下さい。	リース物件の引取業務を他社に委託することは可能です。この場合、前記2に記載の再委託承認申請書を担当課に提出する必要があります。申請書を受理した後、承諾書を返送いたします。契約終了後の物件返却については、可能な限り返却機器を1箇所に集約し、運搬を依頼したいと考えています。返却機器引き取り場所は、現時点で未定のためお答えいたしかねます。
4	ライセンス導入に係る設定作業、保守・運用保守業務等を第三者へ再委託することは可能でしょうか。また、再委託可能な場合、事前に貴市の承認が必要でしょうか。その際の発注者より承認を得る書面がございましたらお示ください。	ライセンス導入に係る設定作業とは、どのようなことか推察できかねますが、パソコン及び付属品に機器管理番号等のシール印字・貼付以外の作業は無いものと認識しています。またパソコンメーカーで、OSインストール作業を行った出荷状態であれば、基本的に契約者側が行う作業は無いと考えています。
5	保守契約は貴市と機器購入先が直接契約し、リース会社に保守義務はない、との認識でよろしいでしょうか。	リース会社との保守契約は、締結する予定はございません。
6	保守に関し、機器に付帯するメーカーパック保守（機器購入時に付帯するサポートパック等）の履行については、受注者側の責任は無いとの認識でよろしいでしょうか。	パソコン機器製造メーカーが行うメーカー保証以外は、保守契約を行う予定はありません。受注者側の責任は、無いものと認識しています。
7	製品保証期間外における契約不適合責任について、「リース会社は責任を負わない」との認識でよろしいでしょうか。	賃貸借契約書第12条のとおりです。

8	契約期間満了後のパソコン等のデータ消去についてデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）は、リース料に含めないとの認識で問題ないでしょうか。データ消去について、リース料にデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）を含む場合、以下ご回答をお願い致します。 ①☑ータ消去実施場所は、撤去後リース会社の指定場所の実施で構わないでしょうか。 ②☑去方式は、リース会社指定の方式で宜しいでしょうか。 ③☑ータ消去対象物件はPC、サーバ、（タブレット）に搭載のHDD（SSD）のみでよろしいでしょうか。また、データ消去の対象となるHDD等対象記憶媒体の本数をご回答頂けますでしょうか。 ④☑置場所ごとの取外し・集約作業は、貴市にて行っているのでしょうか。それとも各設置場所からそれぞれ取りに伺うのでしょうか。 ⑤☑ータ消去実施後の提出書類は、データ消去作業報告書でよろしいでしょうか。 ⑥☑ータ消去作業報告書の提出期限について、努力義務との認識で問題ないでしょうか。 ⑦☑地（オンサイト）でのデータ消去の場合、データ消去作業場所と拠点ごとの設置物件をご教示下さい。 ⑧ ソフトウェア消去にて対応が出来ない場合、物理破壊を実施致しますが、消去報告書に破壊後の記憶媒体の写真は必要ありますでしょうか。 ⑨ BIOS/UEFI（HDD）パスワードが設定されている場合、契約満了、返却時にパスワードを解除または開示して頂けるとの認識で問題無いでしょうか。 ⑩ データ消去業務の委託は可能でしょうか。 ⑪ 委託が可能な場合、委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。	契約期間満了後のパソコン等のデータ消去費用は、リース料に含みません。 なお、データ消去については、記録媒体の物理破壊はせず、ソフトウェアによる消去を行います。
9	動産総合保険の付保はハードウェアのみでよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
10	付保する動産総合保険は地震や戦争、噴火等は対象外となる、経過期間に応じて保険金額が減額する一般的なものでよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
11	リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡し後の危険負担責任はリース会社にはない、との認識でよろしいでしょうか。	半導体不足等でリース会社が機器購入先から物品を購入できない場合については、下記問12同様、協議することができます。 「物品引渡し後の危険負担責任はリース会社にはない」については、賃貸借契約書第13条のとおりです。

12	納期及び指定の契約期間について、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況等の不測事態により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。	質問の状況により納期遅延が生じた場合、指名停止や違約金請求等はありません。また、納期延長等について協議可能です。
13	予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	令和5年度以降にはありません。それ以前に関しては把握しておりません。
14	リース期間満了後、機器を継続使用される場合は、再リース更新される認識でよろしいですか。	再リース更新する認識で問題ありません。
15	リース期間終了後の物品の一部買取りや再リースについて、現時点では対象範囲が不明瞭なため、金額や対象範囲は貴市とリース会社が協議の上決定する、との理解でよろしいでしょうか	リース期間終了後に対象範囲が明確となった時点で、当市及びリース会社で協議決定する認識で問題ありません。
16	賃貸借料のお支払いについて、当月分翌月末払いとの認識で問題ないでしょうか。	賃貸借料の支払いは、当月分翌月末払いとの認識で問題ありません。
17	リース物件の搬入・搬出義務は販売会社にあるのでしょうか。 リース会社にある場合、その業務を販売会社に委託することは可能でしょうか。また、委託に際し、委託することを承認する書面の開示をお願いします。	リース物件の搬入設置に関しては、納入経費に含めていますので、購入業者に確認をお願いします。返却に関しては、リース契約満了後に別途ご相談させていただき、本件とは別に搬出業務として発注し費用をお支払いいたします。搬出業務を再委託することは可能ですが、再委託にあつて任意様式により担当課への再委託承認申請書を提出する必要があります。申請書を受理した後、承諾書を返送いたします。